

杉並区立向陽中学校 PTA 個人情報取扱規則

第1条（目的）

杉並区立向陽中学校 P T A (以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人データ」という)の取扱いについて規則を定めることを目的とする。

第2条（責務）

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、 P T A活動において個人情報保護に努めるものとする。

第3条（管理者）

本会における個人情報データの管理者は会長とする。

第4条（取扱者）

本会における個人情報データの取扱者は、運営委員会構成員とする。

第5条（秘密保持義務）

個人情報データの管理者・取扱者は職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条（取得方法）

本会は、個人情報を取得する時は、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを取得する時はあらかじめ本人同意を得ることとする。

第7条（利用）

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (4) 委員選出及び役員候補者選出、その他の P T A活動実施のため

第8条（利用目的による制限）

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

第9条（管理）

個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。なお、不要となった個人情報は管理者の責任において適正かつ速やかに破棄するものとする。

第10条（保管および持ち出し等）

個人データ、個人情報を取り扱う電子機器等については施錠できる金庫にて適正に管理することとする。

第 11 条（第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 12 条（第三者提供に係る記録の作成等）

前条の場合を除き、個人情報を第三者に提供した時は次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第 13 条（第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第 11 条の場合を除く）から個人情報の提供を受ける時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (4) 提供を受ける対象者の氏名
- (5) 提供を受ける情報の項目
- (6) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第 14 条（情報開示等）

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は、法令に沿ってこれに応じる。

第 15 条（漏えい時の対応）

個人情報データを漏えい等（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者である会長に報告する。

第 16 条（苦情の処理）

本会は、個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 17 条（改訂）

本会の「杉並区立向陽中学校 P T A 個人情報取扱規則」は総会において改訂する。

「杉並区立向陽中学校 P T A 個人情報取扱規則」は、令和元年 6 月 11 日に規則を定める。